

平成二十六年法務省令第三十七号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百三十九号）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令を次のようとする。

一 条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る）、法第四章第二節の規定による許可又は法第五十条第一項若しくは第六十一条の二の二第二項の規定による許可（以下「第一号許可等」という。）を受ける時点において、特別高度人材（特に高度の専門的な能力を有する人材として別に法務省令で定める基準に適合する者をいう。以下同じ。）であること又は次の各号のいずれかに該当することとする。

一 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動を行う外国人であつて、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあつては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからハまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。

項目	基準	年収	職歴	点数
学歴	博士の学位を有していること。	八百万円未満であること。	ハ 大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イ又はロに該当する場合を除く。）。	二十
	修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有していること（イに該当する場合を除く。）。	九百万円未満であること。	二複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること。	二十
	イ 従事する研究、研究の指導又は教育について七年以上の実務経験があること。	八 従事する研究、研究の指導又は教育について五年以上七年未満の実務経験があること。	ロ 従事する研究、研究の指導又は教育について三年以上五年未満の実務経験があること。	十五
年収	イ 契約機関（契約の相手方である本邦の公私の機関をいう。以下同じ。）及び外国所属機関（外国の公私の機関の職員が当該機関から転勤して契約機関に受け入れられる場合における当該外国の公私の機関をいう。以下この号、次号及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）から受ける報酬の年額の合計が千万円以上であること。	ハ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が九百万円以上	ハ 大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イ又はロに該当する場合を除く。）。	十
	ロ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が九百万円以上	ハ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が八百万円以上	二 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が七百万円以上	三十
	八百万円未満であること。	八百万円未満であること。	二 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が七百万円以上	三十
	五	五	五	五

項目	学歴	一 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号口に掲げる活動を行う外国人であつて、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあつては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからハまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。	二 従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであつて、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの（この表の研究実績の項に該当するものを除く。）があること。	三 本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	四 日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	五
項目	基準	博士の学位を有していること。	博士の学位を有していること。	博士の学位を有していること。	博士の学位を有していること。	博士の学位を有していること。
ロ 経営管理に関する専門職学位を有していること（イに該当する場合を除く。）。	ハ 修士の学位又は専門職学位を有していること（イ又はロに該当する場合を除く。）。	博士の学位を有していること。	博士の学位を有していること。	博士の学位を有していること。	博士の学位を有していること。	博士の学位を有していること。
二十	五	三十	三十	五	十	十

職歴	年収	年齢	研究実績	資格
イ 従事する業務について十年以上の実務経験があること。	三十	十五	ハ 従事する業務について五年以上七年未満の実務経験があること。	二十
ロ 従事する業務について七年以上十年未満の実務経験があること。	五	十	ハ 従事する業務について五年以上七年未満の実務経験があること。	十五
二 従事する業務について三年以上五年未満の実務経験があること。	三十	十五	ハ 従事する業務について三年以上五年未満の実務経験があること。	二十
イ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が九百万円以上であること。	四十	二十	ハ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が八百万円以上九百万円未満であること。	十五
ロ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が九百万円以上九百万円未満であること。	三十	十五	二 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が七百万円以上八百万円未満であること。	二十
ハ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が八百万円以上九百万円未満であること。	三十	十五	ト 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が四百万円以上五百萬円未満であること。	二十
イ 年齢が三十歳未満であること。	十五	十	ハ 年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。	十五
ロ 年齢が三十五歳以上三十五歳未満であること。	十五	十	ハ 年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。	十五
イ 次のイから二までのうち一以上に該当すること。	十五	十	ハ 我が国との機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文（当該外国人が責任著者であるものに限る。）が三本以上あること。	十五
ロ 外国政府から補助金・競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に三回以上従事したことがあること。	十五	十	二 イからハまでに該当しない研究実績で当該外国人が申し出たものであつて、これらと同等の研究実績として、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。	十五
イ 次の（1）から（3）までのうち一以上に該当すること。	十五	十	（2）出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、又は当該資格に係る名称を使用することができないこととされているものをいう。以下同じ。）を有していること。	十五
（1）従事する業務に関連する二以上の我が国の国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、又は当該資格に係る名称を使用することができないこととされているものをいう。以下同じ。）を有していること。	十	十五	（平成二年法務省令第十六号。以下「基準省令」という。）の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもつて定める情報処理技術に関する試験のうち、二以上に合格したこと。	十五

		特別 算 加 特					
（3） 基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもつて定める情報処理技術に関する資格のうち、二以上を有していること。	ロ 次の（1）から（3）までのうち二以上に該当すること（イに該当する場合を除く。）。	（1） 従事する業務に関連する我が国の国家資格を有していること。	（2） 基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもつて定める情報処理技術に関する試験に合格したこと。	ハ ロの（1）から（3）までのいずれかに該当すること（イ又はロに該当する場合を除く。）。	（3） 基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもつて定める情報処理技術に関する資格を有していること。	（1） 契約機関が中小企業者であつて、かつ、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）。	（1） 契約機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）。
チ 将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	ホ 本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	ヘ 日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	ト 日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を有することができる能力を有していることを試験により証明されることはへに該当する場合を除く。）。	十	十	二十	十
チ 将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	ホ 本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	ヘ 日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	ト 日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を有することができる能力を有していることを試験により証明されることはへに該当する場合を除く。）。	十	十五	五	五

年収	職歴	項目	学歴	基準	点数	三
一 五百円未満であること。	イ 事業の経営又は管理について十年以上の実務経験があること。 ロ 事業の経営又は管理について七年以上十年未満の実務経験があること。 ハ 事業の経営又は管理について五年以上七年未満の実務経験があること。 ニ 事業の経営又は管理について三年以上五年未満の実務経験があること。 イ 活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が三千円以上であること。	イ 経営管理に関する専門職学位を有していること。	イ 博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること（イに該当する場合を除く。）。	口 大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イ又はロに該当する場合を除く。）。	二十 十 五	法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う外国人であつて、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、活動機関（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う本邦の公私の機関をいう。以下同じ。）及び外国所属機関（外國の公私の機関の職員が該機関から勤めて活動機関に受け入れられる場合における当該該機関の公私の機関をいう。以下この号及び次条第一項第一号ハにおいて同じ。）から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。
二 上二千円未満であること。	ロ 活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が二千五百円以上であること。	ロ 博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること（イに該当する場合を除く。）。	ハ 大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イ又はロに該当する場合を除く。）。	ハ 複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること。	二十 十 五	契約機関が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法による支援であつて、当該地方公共団体における高度人材外国人の受入れを促進するものであると法務大臣が認めるものを受けていること。
三 五百円未満であること。	ハ 活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が二千五百円以上であること。	ハ 活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が二千五百円以上であること。	ハ 活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が二千五百円以上であること。	ハ 活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が二千五百円以上であること。	四十 三十 五十 十	金融の機能の強化に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもつて定める業務に従事すること。
四 五百円未満であること。	一 五百円未満であること。	一 五百円未満であること。	一 五百円未満であること。	一 五百円未満であること。	一 五百円未満であること。	又 学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。

地位	特別 算加	イ 有する者に限る。)として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること。 イ 活動機関が中小企業者であつて、かつ、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること(イに該当する場合を除く)。	二十 五
口 イ 活動機関が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために、地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法による支援であつて、当該地方公共団体における高度	ハ 申請等の日の属する事業年度の前事業年度において活動機関(中小企業者に限る)に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。 二 従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであつて、イノベーションの創出の促進に資するものとして、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。 ホ 本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。 ヘ 日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されること。 チ 将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	十五 十五 十五 十五	
リ 又は、國から委託を受けた機関が実施する研修であつて、法務大臣が告示をもつて定めるものを修了したこと(本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあつては、ホに該当する場合を除く)。	ヌ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行ふ場合にあつては、当該事業に自ら一億円以上を投資していること。	十 十	
ワ 活動機関が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために、地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法による支援であつて、当該地方公共団体における高度	ヲ 金融の機能の強化に資するものとして、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもつて定める業務に従事すること。	十 十	

人材外国人の受入れを促進するものであると法務大臣が認めるものを受けていること。

人材外国人の受入れを促進するものであると法務大臣が認めるものを受けていること。

法第六条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請又は法第四十九条第三項の規定による裁決の時点において特別高度人材である者又は前項各号のいずれかに該当する者は、当該申請又は当該裁決に係る第一号許可等を受ける時点においてそれぞれ特別高度人材である者又は当該各号に該当する者とみなす。

第二条 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第二十二条第一項又は法第四章第二節の規定による当該許可（以下「第二号許可」という。）を受ける時点において、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 高度専門職の在留資格をもつて本邦に在留していた外国人であつて、特別高度人材であること。

口 高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人にあつては、前条第一項第一号の表の上欄に

掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項）にあつては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項の二から四まで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項の五から七まで、四十歳以上のときは同項の八から十までとする。

項目の同様のもの（四十歳未満のときは同項のイからオまで、四十歳以上のときは同項のカからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であることを。

八、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号口に係るものに限る）をもつて本邦に在留していた外国人にあっては、前条第一項第二号の表の上欄に

掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同

七十五点以上である。かくて製絲機閣及び外國所屬機閣から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であることを、高度専門職の在留資格（去別表第一の二の表）の高度専門職の員の下闇第一号へこするもの

に限る。)をもって本邦に在留していた外国人にあつては、前条第一項第三号の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したもの

が七十点以上であり、かつ、活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。

二 高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る）をもつて本邦に三年（特別高度人材にあつては、一年）以上在留して同号

三 は擰げたる活動を行つてゐたこと、
素行が善良であることを認められる事。

2 法第六条第二項、第二十条第二項又は第二十二条の二第二項の規定による申請の時点において前項各号のいずれにも該当する者は、当該申請に係る第二号許可を受ける時点において同項各号

のいづれにも該当するものとみなす。

施行期日　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、平成二
十七年四月一日以後、施行する。

第十二条 (経過措置) 十七年一月一日から施行する。

改正する法律（平成二十六年法律第七十四号。以下「改正法」という。）による改正前の出入国

管理及び難民認定法（以下「旧法」という。）別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動のうち次の各号に掲げるものを行ふ者としての同表の上欄の在留資格をもつて本邦に在留していた外国人は、第二条第一項第一号の適用については、それぞれ当該各号に掲げる者とみなす。

- 一 改正法附則第三条第五項第一号に掲げる活動 高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人
- 二 改正法附則第三条第五項第二号に掲げる活動 高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人
- 三 改正法附則第三条第五項第三号に掲げる活動 高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人

第三条 この省令の施行の日前又はこの省令の施行の日以後に旧法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動のうち改正法附則第三条第五項各号に掲げるものを行う者としての同表の上欄の在留資格をもつて本邦に在留していた外国人に対する第二条第一項第二号の適用については、当該在留資格をもつて本邦に在留して当該各号に掲げる活動を行っていた期間を算入するものとする。

- 四 改正法附則第四条の規定による在留資格認定証明書（法第七条の二に規定する証明書をいう。）の交付については、この省令の施行の日前においても、第一条の規定を適用する。

附 則（平成二十九年四月二六日法務省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年一月一七日法務省令第一号）

この省令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）の施行の日から施行する。

附 則（令和三年七月三十日法務省令第三十七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月二九日法務省令第八号）

（施行期日）

（経過措置）

この省令は、令和五年三月三十一日から施行する。

2 法務省関係国家战略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令（令和五年内閣府・法務省令第一号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた申請についての処分については、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一号の表の特別加算の項のル、同条第二号の表の特別加算の項のヲ及び同条第三号の表の特別加算の項のワの規定は、適用しない。

附 則（令和五年四月一四日法務省令第二四号）

この省令は、令和五年四月二十一日から施行する。